

議案第 37 号

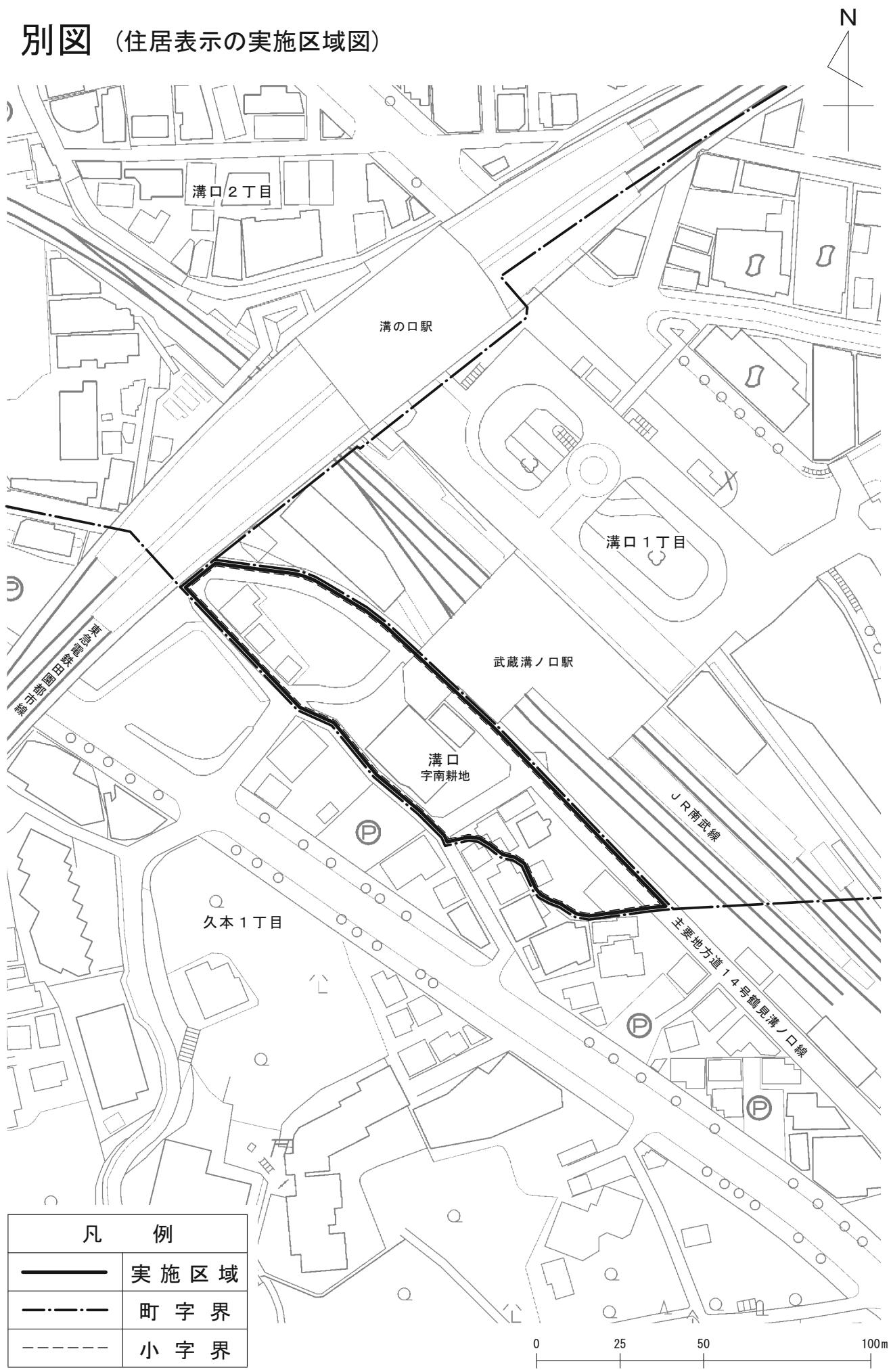
高津区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成24年 2月15日提出

川崎市長 阿部 孝夫

別図（住居表示の実施区域図）



参考資料

提 案 要 旨

高津区溝口地区において、住居表示を実施したいので提出する。